

## 第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市香良洲公民館 2 階 研修室

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 6 赤塚 薫  
9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎 ・ 13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男  
15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博 ・ 22 中林 長一  
23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝 ・ 48 前川 正次

以上 15 名

欠席委員 5 青木 正司 ・ 7 伊藤 征一

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長職務代理者 杉谷 正美

事務局職員 飯田事務局長 ・ 鈴木次長 ・ 竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：紀平担当副主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 2 太田 義政 ・ 20 中川 文博

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 7 号 買受適格証明願 (公売) について  
報告第 8 号 農業生産法人の新規登録について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認について  
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第7号 非農地証明願について  
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第6回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席者は2名でございます。伊藤部会長と青木委員の2名でございます。出席委員は15名です。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。</p> <p>2番 大田委員、20番 中川委員、よろしく願いをいたします。</p> <p>まず始めに、会長専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第8号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から11で、2ページになりますが、合計で件数は11件、面積は35,561㎡で、その内訳は、田が32,523㎡、畑が3,038㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から11で、5ページになりますが、合計で件数は11件、面積は36,810㎡で、その内訳は、田が24,315㎡、畑が12,495㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。いずれも、あっせんの希望はございません。</p> <p>なお、この中に番号2、番号9、番号11ですけれども、台帳地目が農地で現況地目が宅地とか雑種地になっているところがあります。これにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して現在、指導をしているという状況です。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、農業用倉庫用地の1件で、面積は田で527㎡でございます。</p> <p>次に、7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。</p> <p>番号1は駐車場用地、番号2及び番号3は一般個人住宅用地、番号4は駐車場用地。</p> <p>以上件数は4件で、合計面積は1,236㎡、いずれも畑でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p>

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、コンビニエンスストア用地の1件で、面積は田で1,422㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、長屋住宅用地の1件で、面積は畑で1,496㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1及び番号2のいずれも、三重地方税管理回収機構による不動産公売に参加するための買受適格証明でございます。

番号1につきましては駐車場用地として、また番号2につきましては太陽光発電施設用地として取得しようとするもので、市街化区域内農地のため、それぞれの願出人から農地法第5条第1項第6号の届出も同時に出しております。

以上件数は、2件、合計面積は、畑で756㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第8号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

番号1、株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物はタマネギ、ジャガイモ、耕作面積は畑0.77haで、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局より報告があったとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、12ページ・13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 藤水、受人 \_\_\_\_\_、面積5,301.39㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積145㎡、申請地 藤方上り坂\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積145㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積16,186.04㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積16,186.04㎡、申請地 芸濃町萩野米野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積883㎡ 外1筆で、合計面積2,034㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号3、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積10,871.61㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積10,871.61㎡、申請地 芸濃町萩野西興\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,419㎡ 外1筆で、合計面積1,552㎡。

これにつきましては、親子間の生前一括贈与です。

番号4、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積10,871.61㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積10,871.61㎡、申請地 芸濃町萩野大屋垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積284㎡ 外14筆で、13ページになりますが、合計面積9,319.61㎡。

これにつきましても、先ほどと同様、親子間の生前一括贈与です。

番号5、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、面積8,475㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積174㎡、申請地 美里町家所城山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積174㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が困難なため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、面積170,296㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1,191㎡、申請地 安濃町連部的場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に利便であることから、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、面積766,869.48㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,280㎡、申請地 安濃町野口朝日 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,163㎡。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により、兼業で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けようとするものです。

以上件数は7件で、合計面積は14,486.61㎡、その内訳は田が10,336㎡、畑が4,150.61㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

まず、1番の藤水。

奥山委員 10番 奥山です。何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

2番、3番、4番、これ、地元の委員さんが現地確認のときに欠席をされて、私が1人になりましたもので、何ら、事務局の説明どおりで、問題がありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5番、辰水。

中川委員 20番 中川です。12日の日に現地確認しまして、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 6番、村主。

平井委員	23番 平井です。事務局の説明どおり、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。
議 長	7番、明合。
中林委員	22番 中林です。ただいまの説明どおり、問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願ひいたします。
事 務 局	<p>続きまして、14ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田志袋町森添 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積64㎡ 外1筆で、合計面積207㎡です。</p> <p>これにつきましては、申請地を自家用車の駐車場及び自宅の庭とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町上野楠ノ木 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積411㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を庭用地とするものですが、昭和53年に既にこの目的で転用されており、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町曾根前 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積270㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものですが、戦後間もなくこの目的で転用され、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町大塚向山 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積140㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を一般個人住宅及び倉庫用地とするものですが、昭和57年ごろには倉庫を、また平成10年には住宅を建築されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は4件、合計面積は1,028㎡で、その内訳は田が411㎡、畑が617㎡でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、片田。

森委員 3番 森です。この件につきましては、6月12日、地元委員と立会いで確認をいたしました。申請地につきましては、西部土地改良区従前地を購入後、受けたもので、宅地と地続きになっておりまして、変形した土地です。従って、許可をすることに特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 2番、上野。

前田委員 問題ございません。

議 長 3番、安濃。

中林委員 倉庫用地でございますが、これも問題ございません。

議 長 4番、明合。

中林委員 この明合、既に追認事項でございまして、問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安東町山神戸 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積509㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町大塚向山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積288㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用

地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は、畑で797㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。  
1番、安東。

太田委員 2番 太田です。先日、現地確認をしまして、これは両親の住宅の東隣に分家住宅を建設するものであります。何ら問題ございませんので、よろしくお願  
いいたします。

議 長 2番、明合。

中林委員 22番 中林です。これは、事務局の説明のとおり、建売住宅用地として買  
収するものでございまして、問題はございませんので、よろしくお願  
いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がござい  
ました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については  
許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農  
業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員  
会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大里、借り人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、貸  
し人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 大里睦合町大掛\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地  
目とも畑、面積1,983㎡ 外1筆で、合計面積3,840㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、太陽  
光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,745㎡、転用面積の  
割合は、45.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、この案件につきまして、地元委員であります伊藤部会長から、問題な  
いという連絡を事前にいただいておりますので、報告させていただきます。

番号2、地区 椋本、借り人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、貸  
し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本平林\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積2,192㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を30年間賃借し、隣接  
宅地を含めてコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種  
農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は畑で6,032㎡でございます。  
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いします。

1番、大里。この件については、事務局のほうから、問題なしと伊藤部会長さんから聞いてみえるそうです。

2番、棕本。度々すみません。これ、地元委員さんが欠席でしたので、私が現地へ行かせてもらいました。芸濃町にコンビニがもう3軒あって、これで4軒目ですけども、何ら問題はないと思います。これは面積が2反ありますもんで、排水の関係で開発のときに協議してもらおうというようなことを市のほうが話をされておりました。農地法上は問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 棕本、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本墓沢\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積280㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、棕本。えらいすみません。担当の委員さんが現地確認欠席でしたので、私のほうから、何ら問題がないと思います。よろしく願いをいたします。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借り人 \_\_\_\_\_株式会社代表取締役 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町影重浜新田 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積346㎡ 外1筆で、合計面積450㎡です。

これにつきましては、昨年5月の農地部会でご審議いただき許可した案件ですが、公共工事の工期延長に伴い、6月30日までの一時転用の期間を8月31日まで延長する旨の変更申請です。

この件につきましては、変更するのは2ヶ月の期間の延長のみで、その他は昨年5月部会でご審議いただいた内容と同じでありますことから、許可要件は満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いします。

丹羽委員 13番 丹羽ですけど、\_\_\_\_\_工事で、事務局から説明があったように、事務所の建設用地で、期間延長ということで、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 村主、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町今徳北出 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 道路、面積30㎡ 外1筆で、合計面積70㎡です。

これにつきましては、添付されております平成4年10月28日に国土地理院が撮影しました航空写真により、申請地はこの時点で既に道路であったことが確認できます。このことから、当該土地につきましては、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、農地以外に供され20年以上経過している要件に該当するものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いします。
平井委員	23番 平井です。6月13日の日に現地確認を行いました。事務局の説明どおり、証明しましても何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは意義の異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明することに決定いたします。 次に、別冊でお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明お願い申し上げます。
事 務 局	それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明いたします。 津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で65,861㎡、畑の賃貸借で601㎡、契約件数は59件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,894㎡、畑の使用貸借で85㎡、契約件数は7件でございます。 安濃地区につきましては、畑の賃貸借、使用貸借で8,784㎡、契約件数は12件でございます。 芸濃地区につきましては、田の使用貸借で1,419㎡、畑の賃貸借、使用貸借で10,197㎡、契約件数は4件でございます。 美里地区につきましては、田の使用貸借で6,504㎡、契約件数は3件でございます。 香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて89,678㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて19,667㎡、合計契約件数は85件、合計面積は109,345㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は、津地区5件、安濃地区12件、芸濃地区4件、合計で21件、合計面積27,073㎡でございます。 なお、今回の集積計画の中で、_____株式会社、これ、松阪にあります担い手農家になりますけども、この_____さんが、かなりの面積を利用権設定をされて借りられております。 _____の概要を簡単に説明させていただきますと、従業員の2人とアルバイト2人で、現在36町の耕作面積があるということで、今後50町まで農地をふやしていくということです。保有農機具の状況は、トラクターを4台、田植え機を2台、コンバインが2台、乾燥機が7台というふうな農機具の保有状

況になっております。

今回の利用権の設定、利用集積計画につきましては、4月24日に\_\_\_\_\_とこの地区の貸し手の方全員で話し合いを持たれまして、合意の上で、中に\_\_\_\_\_も入っていただいて、今回の申請となっております。

\_\_\_\_\_につきまして、概要は以上でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さんからのご意見をお伺ひします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りさせていただきます。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これで、第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時42分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年6月19日

議長

出席委員

出席委員